

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年11月13日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社の連結子会社である東芝工業機器系統(上海)社に対して仲裁が申立てられたため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものではありません。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝工業機器系統(上海)社(以下「TIPSH」)
住 所 中国上海市自由貿易試験区希雅路69号六階635室
代表者 島田 誠 董事・総経理

(2) 当該仲裁の申立てがあった年月日等

仲裁申立日 2017年10月24日(中国現地時間)
通知書送達日 2017年11月6日(中国現地時間)

(3) 当該仲裁を申立てた者の氏名及び住所

氏 名 施 葉(以下「申立人」)
住 所 中国上海市

(4) 当該仲裁の内容及び損害賠償請求金額

申立人は、TIPSHに対し、申立人が解雇されたことを不服として約29,000人民元の支払いを請求しています。

以 上